

クイズで学ぼう！消費生活のキホン（答え）



答えは ②勝手に処分したが、支払義務は生じない

事業者が一方的に送りつけてきた商品については、消費者は直ちに処分することができ、代金の支払義務も生じません。

- ☆一方的に商品が送りつけられても、売買契約は成立していないので代金を支払う必要はありません。
- ☆消費者が開封や処分を行っても支払義務は生じません。
- ☆消費者が代金支払義務があると誤解して代金を支払ってしまっても、事業者に対して返還請求をすることができます。対応に困ったら、消費者ホットライン188に相談しましょう。

● 消費生活センター便り

「訪問購入」のトラブルに注意!!



～購入業者が自宅に来て物品を買い取る、「訪問購入」の相談が増えています～

相談事例

- 【事例1】困っている人の役に立つと言われ訪問を承諾したが、とにかく家に上がろうとする。
- 【事例2】断ってもしつこく勧誘され、長く話し込んで個人情報話を話してしまった。
- 【事例3】皿だけのはずが、売るつもりのない貴金属まで強引に買い取られてしまった。
- 【事例4】断ってもしつこく居座られ、二束三文で貴金属を買い取られてしまった。
- 【事例5】クーリング・オフ後返品してもらったが、指輪が2つ足りない。
- 【事例6】ふと目を離した際に金のネックレスなどを業者に持ち去られてしまった。

貴金属は
ないですか？



アドバイス

- 購入業者から電話がかかっても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- 突然訪問してきて、しつこく家に上がろうとしても、家に入れないようにしましょう。
- 事前に、購入業者の名称、買い取ってもらう物品の対象を確認し、承諾していない貴金属などの売却を迫られても、きっぱり断りましょう。
- 訪問を承諾する場合は、一人で対応しないようにしましょう。
- 購入業者から交付された書面をしっかりと確認しましょう。
- 訪問購入はクーリング・オフの対象です。期間内であれば、物品の引渡しを拒むことができるので、物品を引き渡さないこともトラブル未然防止策の一つです。

●不安に思った場合やトラブルに遭った場合は、すぐに相談しましょう。

消費者ホットライン…局番なしの188(いやや)番

お住まいの市町村等の消費生活相談窓口につながります。

消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター ☎088-824-0999

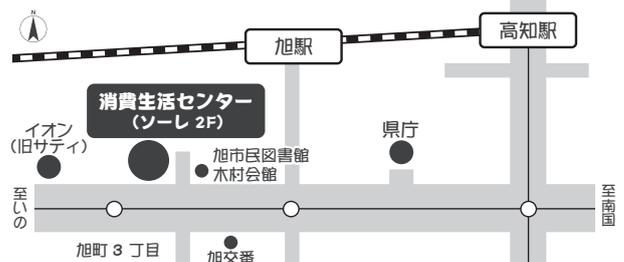
住所 〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソーレ」2階

受付時間 日曜日～金曜日 9:00～16:45
※日曜日にも相談を受け付けています

休所日 土曜日・祝日・12/29～1/3

ホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>

県立消費生活センターから情報発信中！
Instagramもチェック⇒



『高知県消費生活相談員人材バンク』登録者募集中!! 詳細は県民生活課HPまで⇒

